

報告事項 1

学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

教育政策課

教政第8号
令和2年4月8日

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業の実施について（通知）

昨日、首相により特措法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

対象地域について、東京都のみならず関西広域連合の構成府県である大阪府、兵庫県が指定されており、今後、対象地域から本県への移動が増え、感染リスクが高まることが想定されます。

このため、本県の児童生徒の安全を最優先に、「学校でクラスター感染を発生させない」という方針のもと、より一層の万全を期すため、次のとおり県立学校の臨時休業を行うことといたしました。

各県立学校におかれましては、感染防止の趣旨を御理解いただき、臨時休業を円滑に実施していただきますようお願いします。

1 臨時休業期間について

4月11日（土）から5月6日（水）まで
(国の緊急事態宣言が解除された場合は短縮を検討)

2 臨時休業準備期間について

4月8日（水）から4月10日（金）までの間は臨時休業に係る準備期間とする。

8日、9日については、始業式・入学式等の式典に係る登校日とし、感染症対策を行った上で、予定どおりの期日に、それぞれ在校生・新入生及びその保護者に限定して行う等最小限にして実施することとする。4月9日（木）に入学式を実施する場合は入学式のみの実施とする。

〔4月8日（水）に始業式（または入学式）を終えた児童生徒は、4月9日（木）は〕
休業とする。

10日については、「学年別に分散して登校」させる等の感染症対策を行ったうえで臨時休業期間中の適切な健康観察や効果的な家庭学習を行うための教科書・課題等の配布、指導を行うことを可とする。

なお、給食がある場合には、感染症対策を行った上で給食をとらせるることは差し支えない。

部活動については、4月8日（水）から校内外での練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め中止する。

「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業の留意点

1 児童生徒等・保護者への連絡体制について

今後、新たな情報を迅速かつ正確に周知するため、学校ホームページ上の情報発信及びメールや電話連絡等による連絡体制を整備しておくこと。

2 感染拡大を防止するための対応策について

(1) 臨時休業中も、感染予防のために3密（密閉・密集・密接）を徹底的に回避するよう児童生徒等及び教職員への指導を徹底すること。

また、当面の間、引き続き以下の点に留意するよう児童生徒等に指導すること。

- ・学校は、児童生徒等の保護者と緊密に連携し、別添の「健康観察表」を用いた朝夕の体温測定等による健康観察を行うこと。

- ・咳エチケットやマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。

- ・新型コロナウイルス感染症またはその濃厚接触者と特定された時は、必ず学校に報告すること。

(2) 学校再開に備え、臨時休業期間中に、学校における環境衛生を良好に保つための取組を学校全体で進めること。

例えば以下のような取組を着実に実施しておくこと。

- ・手洗い施設の環境整備、手洗い用石鹼や手指消毒用アルコールの設置

- ・感染症発生時等に速やかに消毒作業を行うための用具等の準備

- ・感染症防止のための「3密回避」をはじめとする広報資料等の掲示・作成

3 登校日等について

児童生徒等の健康観察や学習指導等のため、登校日を4月27日（月）又は4月28日（火）のどちらかに設定できるものとし、どちらの日にも設定することができない場合は、4月24日（金）に設定できるものとする。児童生徒等を学年別に分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。

その際には、以下のようないくつかの取組を確実に実施すること。

- ・校長は、児童生徒等の保護者と緊密に連携し、児童生徒等に対し、登校前の検温など厳重な健康観察を行い、発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、新型コロナウイルス感染症と診断される可能性もあるということを踏まえ、出席停止扱いとし、自宅で療養するよう指導を徹底すること。
- ・マスクの着用及び手洗い、または、アルコール消毒薬による手指消毒を徹底すること。
- ・児童生徒等の座席間隔を1m以上保つよう努めること。

4 学校行事等について

学校内外での行事については、中止又は延期とすること。

※入学式について

入学式の開催に際しては、それが感染拡大の機会とならないよう、次のような防止対策をとるとともに、開催方式の工夫例についても参考とし、必要最小限とすること。併せて、参加者についても自衛のための備えと無理な参加を控えるよう周知すること。

入学式後のホームルーム活動についても同様の扱いとする。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者全員のマスク着用
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑える
(保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場として実施するなど)
- ・会場は、換気の悪い密閉空間を避け、会場の椅子の間隔を空けて、参加者のスペースを確保する
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する
(祝辞を割愛する、式辞等を文書で配付するなど)

5 部活動等について

部活動等については、多くの人との接触を減らすことで感染機会を抑制するという観点から、校内外での練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め活動を中止すること。

6 児童生徒等に対する個別指導について

全ての児童生徒等について定期的に電話連絡を行うなど、その状況把握と組織的対応に努める。

- (1) 臨時休業中に不安なことや相談したいことがある場合は、学校に連絡するよう指導し、児童生徒等が相談しやすい体制を整えておくこと。なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、予定どおり配置を行う。児童生徒等、保護者からの相談には、電話での対応を基本とするが、面会を希望する児童生徒等や保護者については、学校や市町村教育委員会で相談を行うことも可能とする。
- (2) 児童生徒等の進路に関する相談等については、個々の児童生徒等の事情に応じ学校における個別対応を可能とする。
- (3) 特別な支援を必要とする児童生徒等について、特別支援学校に在籍する児童生徒等については、やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒等の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置を取れない場合は、多くの児童生徒等が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行った上で、必要最小限の人数

に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

7 総合寄宿舎等について

総合寄宿舎、高等学校の単独寮及び特別支援学校の寄宿舎については、遅くとも、4月11日（土）正午までに全ての舎生を総合寄宿舎等から退出（自宅に帰宅）させ、その後、臨時休業期間が終わるまで閉寮とすること。

ただし、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。なお、入学式の当日については、「学校再開に伴う総合寄宿舎等の開寮に関する追加事項について（通知）（令和2年4月6日付け教学課第34号、教特課第10号）」により対応すること。

8 臨時休業中の生活指導について

児童生徒等が事故・犯罪に巻き込まれないようにするために、警察や関係機関と連携を図りながら、学校、保護者間で情報を共有し、校外巡視をはじめ、地域全体で児童生徒等を見守る取組を継続すること。なお、臨時休業中の児童生徒等の生活について、次のことを指導する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況を踏まえ、引き続き人の密集する場所・換気の悪い場所への外出や不要不急の外出は避けること。
特に、県外への移動はやむを得ない場合を除き、自粛するよう強く指導すること。
- (2) 生活のリズムを崩さないようにし、計画的に学習に取り組み、家事手伝いを積極的に行うこと。
- (3) 児童生徒等の運動不足やストレスを解消するために、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下で行うよう児童生徒等に指導すること。
- (4) スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム、SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしない。（ネットいじめ、不適切な投稿、個人情報の無断掲載、ネットで知り合った人との面会などを絶対にしない。）
- (5) 知らない人からの電話や訪問については対応せず、家の人に知らせる。

9 臨時休業中の学習について

臨時休業中の学習については、教科書、ワークブック、問題集、課題等を用いて家庭学習として計画的に行うようにすること。

課題の例としては、①課題プリントの配布、②教科書や参考書、問題集の内容の学習、③新聞を活用し、記事の内容を要約させ、自分の意見をまとめさせること、④ラジオやテレビの高校講座等の活用、⑤文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」、徳島県立総合教育センターホームページ「県学力向上関係資料」の積極的な活用、が挙げられる。

また、別添の「家庭学習の記録（例）」、「学習計画表（例）」や「学習の記録（例）」等を用いて、児童生徒等が計画的に学習に取り組めるように努めること。なお、臨時休業中、児童生徒等との連絡を密にし、児童生徒等本人や保護者の不安を取り除くための支援に努めること。

文部科学省「子供の学び応援サイト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

徳島県立総合教育センターホームページ「県学力向上関係資料」

【学習ガイド関係資料】【本県独自教材】

<http://siryou.tokushima-ec.ed.jp/>

1.0 校外実習について

各専門学科における校外での実習については、資格取得に関わる場合があるため、個別に相談するものとする。なお、実習を実施する場合は、感染拡大防止等の万全の対策をとることとする。

1.1 学校施設の開放について

臨時休業中は、原則として学校施設の開放は中止すること。なお、「放課後子供教室」、「放課後児童クラブ」及び「放課後等デイサービス」等において、子どもの居場所確保等の観点から学校施設の活用が必要となる場合は、弾力的な対応を可能とする。

1.2 教職員の出勤等の服務について

- (1) 教職員は、別添の「健康観察表」を活用し、検温など健康観察を継続的に行うとともに、発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。
- (2) 臨時休業期間中の勤務は、通常どおりとする。非常勤講師、嘱託職員、舍監等について、勤務が予定されている場合は、振替も可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。(教材準備、施設の維持管理等に従事)
- (3) 休暇等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて（通知）」（令和2年4月1日付け教政第2号・教教第9号）のとおりとする。
- (4) 感染予防のため、公共交通機関で通勤している教職員が、人混みの多い時間帯を避けて出勤できるよう、可能な範囲で「時差出勤」を推進すること。
- (5) 不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所は可能な限り回避するよう努めること。
- (6) 県外との往来を控えるとともに、緊急事態宣言の対象地域への出張は原則として禁止とする。
- (7) 教職員の海外への渡航については、次のとおりとする。
 - ・渡航の是非や必要性を検討し、不要な渡航は行わないこと。
 - ・出国前に、管理職と相談のうえ、教育委員会へ報告すること。
 - ・帰国者については、帰国後14日間の自宅待機とし、その際の休暇の取扱いについては、職務専念義務の免除（職専免が適用されない職員は年次有給休暇）とする。

1.3 いじめや偏見、差別について

感染者、濃厚接触者、医療従事者、海外から帰国した人、県外から来た人とその家族、外国人等に対する新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別につながるような行為（日常生活での冷やかしやからかい等も含む）は、断じて許されないものである。児童生徒等が誤った情報に惑わされることがないよう、電話連絡や家庭訪問等を適切に行うことなどを通じ、このようないじめや偏見、差別が生じないようにすること。

14 虐待対応について

再びの臨時休業となり、児童生徒等や保護者それぞれのストレスの高まりや生活状況の悪化等により虐待の発生が懸念される。児童生徒等の観察や保護者との連絡を通じ、ネグレクトをはじめとした虐待の予防や早期発見・早期対応に努めること。また、主な相談窓口を保護者や児童生徒等に周知するとともに、虐待が疑われる事案については、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和元年5月）に沿って市町村や県こども女性相談センター（児童相談所）等への通告・情報提供を速やかに行うこと。

＜主な相談窓口＞

○市町村の子ども・子育て支援担当課

○児童相談所全国共通ダイヤル 189 〈いちはやく〉(24時間)

○24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 〈なやみ言おう〉

15 その他

- (1) 児童生徒等、教職員及びその家族等に、新型コロナウイルス感染者が出た場合には、速やかに体育学校安全課(088-621-3171)に報告すること。
- (2) 今後、児童生徒等及び教職員において、37.5度以上の発熱が4日以上続く場合などは、下記の一般電話相談窓口や帰国者・接触者相談センターに相談するよう伝えること。

＜相談窓口＞

○一般電話相談窓口 (コールセンター・24時間)

0120-109-410 (フリーダイアル)

○帰国者・接触者相談センター

徳島保健所 088-602-8907

吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874

美波保健所 0884-74-7373

美馬保健所 0883-52-1016

三好保健所 0883-72-1123

- (3) 県立高等学校における授業料等の修学支援に関しては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、受講料等の学納金の納付が困難な生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。

なお、修学支援に関する事務取扱の詳細については、「新型コロナウイルス感染症の影響による高校生等への修学支援に係る事務の取扱いについて」(令和2年3月27日付け事務連絡)によること。

教政第9号
令和2年4月8日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公印省略)

「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業の実施について（通知）

昨日、首相により特措法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

対象地域について、東京都のみならず関西広域連合の構成府県である大阪府、兵庫県が指定されており、今後、対象地域から本県への移動が増え、感染リスクが高まることが想定されます。

このため、本県の児童生徒の安全を最優先に、「学校でクラスター感染を発生させない」という方針のもと、より一層の万全を期すため、県立学校の臨時休業を行うこととし、県立学校長に対し、別紙のとおり通知いたしました。

各市町村教育委員会におかれましては、感染防止の趣旨を御理解いただき、同様の対応をお願いします。

学習の記録(例)

高等学校用

學習計畫表（例）

高等学校用

月

健 康 觀 察 表 (教職員用案)

氏名 ()

★毎日、朝夜に体温を測定し記録してください		★あてはまる症状等がある場合は、○をつけてください。							
月 日()	朝の体温 ○○. ○℃	夜の体温 ○○. ○℃	頭痛	せきがで る	体がだる い	下痢・腹 痛	嘔吐(吐 いた)	その他 の症状	病院を 受診した
4月1日(水)	°C	°C							
4月2日(木)	°C	°C							
4月3日(金)	°C	°C							
4月4日(土)	°C	°C							
4月5日(日)	°C	°C							
4月6日(月)	°C	°C							
4月7日(火)	°C	°C							
4月8日(水)	°C	°C							
4月9日(木)	°C	°C							
4月10日 (金)	°C	°C							
4月11日 (土)	°C	°C							
4月12日 (日)	°C	°C							
4月13日 (月)	°C	°C							
4月14日 (火)	°C	°C							
4月15日 (水)	°C	°C							
4月16日 (木)	°C	°C							
4月17日 (金)	°C	°C							
4月18日 (土)	°C	°C							
4月19日 (日)	°C	°C							
4月20日 (月)	°C	°C							
4月21日 (火)	°C	°C							
4月22日 (水)	°C	°C							
4月23日 (木)	°C	°C							
4月24日 (金)	°C	°C							
4月25日 (土)	°C	°C							
4月26日 (日)	°C	°C							
4月27日 (月)	°C	°C							
4月28日 (火)	°C	°C							
4月29日 (水)	°C	°C							
4月30日 (木)	°C	°C							

<注意>

* 発熱(37.5度以上)があり、他にも当てはまる症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受けてください。

(帰国者・接触者相談センター)

徳島保健所 088-602-8907 吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874 美馬保健所 0883-52-1016

三好保健所 0883-72-1123

* 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校へ連絡してください。

* なお、健康観察表は提出を求めることがありますので、必ず記入してください。

健康観察表(教職員用案)

氏名 ()

★毎日、朝夜に体温を測定し記録してください。			★あてはまる症状等がある場合は、○をつけてください。						
月 日()	朝の体温 ○○.○℃	夜の体温 ○○.○℃	頭痛	せきがでる	体がだるい	下痢・腹痛	嘔吐(吐いた)	その他 の症状	病院を受診した
5月1日(金)	°C	°C							
5月2日(土)	°C	°C							
5月3日(日)	°C	°C							
5月4日(月)	°C	°C							
5月5日(火)	°C	°C							
5月6日(水)	°C	°C							
5月7日(木)	°C	°C							
5月8日(金)	°C	°C							
5月9日(土)	°C	°C							
5月10日(日)	°C	°C							
5月11日(月)	°C	°C							
5月12日(火)	°C	°C							
5月13日(水)	°C	°C							
5月14日(木)	°C	°C							
5月15日(金)	°C	°C							
5月16日(土)	°C	°C							
5月17日(日)	°C	°C							
5月18日(月)	°C	°C							
5月19日(火)	°C	°C							
5月20日(水)	°C	°C							
5月21日(木)	°C	°C							
5月22日(金)	°C	°C							
5月23日(土)	°C	°C							
5月24日(日)	°C	°C							
5月25日(月)	°C	°C							
5月26日(火)	°C	°C							
5月27日(水)	°C	°C							
5月28日(木)	°C	°C							
5月29日(金)	°C	°C							
5月30日(土)	°C	°C							
5月31日(日)	°C	°C							

<注意>

* 発熱(37.5度以上)があり、他にも当てはまる症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受けてください。

(帰国者・接触者相談センター)

徳島保健所	088-602-8907	吉野川保健所	0883-36-9018
阿南保健所	0884-28-9874	美馬保健所	0883-52-1016
三好保健所	0883-72-1123		

* 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校へ連絡してください。

* なお、健康観察表は提出を求めることがありますので、必ず記入してください。

健康観察表(児童用案)

ねん くみ しめい
年 組 氏名

まいにち あさ よる ねつ きにゅう
毎日、朝と夜に熱をはかり記入しましょう。

あてはまる症状(じょうじょう)があれば○をつけましょう。

◇保護者の方へ◇

*発熱(37.5度以上)があり、他にも当てはまる症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受けてください。

吉野川保健所 0883-36-9018
美馬保健所 0883-52-1016

* 新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た場合は、学校へ連絡してください。
* なお、健康観察表は提出を求めることがありますので、必ず記入してください。

健康觀察表(生徒用案)

年 組 氏名

毎日、朝と夜に熱をはかり記入しましょう。

あてはまる症状があれば○をつけましょう。

◆保護者の方へ◆

* 発熱(37.5度以上)があり、他にも当てはまる症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受けてください。

徳島保健所 088-602-8907 吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874 美馬保健所 0883-52-1016

三好保健所 0883-72-1123

* 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校へ連絡してください。

* なお、健康観察表は提出を求めることがありますので、必ず記入してください。

(小学校3~6年)

家庭学習の記録（例）

年組番()

	学習した教科・内容	ふり返り	確認
例	[国語] 教科書を読む、教科書の内容をまとめる、漢字ドリル、読書 [算数] 計算ドリル、ワーク [音楽] リコーダーの練習 [家庭科] 家のお手伝い		
月日 ()	[] [] [] []		
月日 ()	[] [] [] []		
月日 ()	[] [] [] []		
月日 ()	[] [] [] []		
月日 ()	[] [] [] []		
月日 ()	[] [] [] []		
月日 ()	[] [] [] []		

- ① [] には教科を、[] のとなりに内容を書きましょう。
 ② 学習が終わったら、ふり返りましょう。 よくできた○ できた○ もう少し△
 ③ 家の人に確認してもらいましょう。

★人ごみをさけて、家で過ごしましょう。

★次の登校日に、「家庭学習の記録」と学習したものを持った先生に提出しましょう。

かていがくしゅうの きろく(れい)

ねん くみ ばん ()

	がくしゅうした きょうか・ないよう	ふりかえり	かくにん
れい	[こくご] おんどくをする。かんじドリルをする。 [さんすう] けいさんドリルをする。ワークをする。 どくしょをする。		
がつ 月 () よう日	[] [] []		
がつ 月 () よう日	[] [] []		
がつ 月 () よう日	[] [] []		
がつ 月 () よう日	[] [] []		
がつ 月 () よう日	[] [] []		
がつ 月 () よう日	[] [] []		
がつ 月 () よう日	[] [] []		
がつ 月 () よう日	[] [] []		

- ① [] には きょうかを、[] のとなりに ないようを かきましょう。
 ② がくしゅうが おわったら、ふりかえりましょう。よくできた○ できた○ もう少し△
 ③ おうちの ひとに かくにんして もらいましょう。

★ひとごみを さけて、おうちで すごしましょう。

★つきの とうこうびに、「かていがくしゅうの きろく」と、がくしゅうしたもの
をたんにんの先生にだしましょう。

(中学生)

家庭学習の記録(例)

年 組 番 氏名

日付	学習内容	振り返り
月 日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		

学習内容の例

- ・教科書を読む、教科書の内容をまとめる
- ・漢字、英単語、計算の練習
- ・読書

詳しくは配付された文書を参照して下さい

※教科書・ワークのページや学習した内容等を具体的に書きましょう。

★不要不急の外出を避け、計画的に学習しましょう。

★休校が明けて登校した際に、担任の先生に提出してください。

教政第3号
令和2年4月3日

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

県立学校での教育活動の再開等について（通知）

このことについては、令和2年4月1日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」での提言等を踏まえ、同日、文部科学省により「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂が行われました。

この改訂ガイドラインでは、臨時休業の実施に関し、「児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方」及び感染が拡大傾向にある地域での「感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方」の2つの具体的な判断基準が示されています。

本県の状況としては、現在のところ、児童生徒等や教職員への感染は発生しておらず、また、県内で感染が拡大している状況にもないことにより、改訂ガイドラインにおける臨時休業実施の2つの判断基準に該当しないこと等から、県立学校においては、予定どおり、春季休業が明ける4月8日から教育活動を再開してください。

ただし、今後、県内で感染経路が明らかでない感染者が急増した場合や学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、県教育委員会と相談の上、改訂ガイドラインに沿って、検討いただくこととなりますので、御承知ください。

なお、各学校におかれては、引き続き、別紙の令和2年4月3日付け「学校教育活動の再開に向けた留意点（改訂版）」に配意し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を迎える4月8日の教育活動の再開に向け準備を行っていただきますようお願いします。

令和2年4月3日

学校教育活動の再開に向けた留意点（改訂版）

1 保健管理等に関すること

（1）感染症対策について

①基本的な感染症対策の実施（児童生徒等及び教職員）

1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

- ・毎朝、家庭で検温及び健康観察を実施し、記録する。
(例) 健康観察表の継続使用、生活記録ノートへの記入、担任による聞き取り等
- ・登校前に確認ができなかった児童生徒等については、登校後速やかに担任又は養護教諭が、保健室で検温及び健康観察を実施し記録する。

2) 感染経路を絶つこと

- ・手洗い用石鹼を使用した手洗いの徹底及び咳エチケットの実施。
- ・消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム消毒液等による定期的な清掃の実施。
(ドアノブ、トイレの水栓、階段の手すり、スイッチ等)
- ・来校者の把握及び、感染症対策の協力依頼
(来校者名簿の記入、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底等)

3) 抵抗力を高めること

- ・十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけ、免疫力を高めるために生活習慣を整えるよう指導する。

②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウィルス感染症対策専門家会議による集団感染リスクの高まる3条件

- ・密閉空間であり換気が悪い(密閉)
- ・手の届く距離に多くの人がいる(密集)
- ・近距離での会話や発声がある(密接)

実際の学校での教育活動において、上記の3つの条件（3つの密）が重なる場及び感染拡大の契機となりうる場としては、教室での授業以外にも以下のようなものが考えられ、

その実施にあたっては、感染防止のための実施方法の工夫が必要である。

- (例) ・児童生徒等が一同に会する集会
・保護者等を対象とした授業参観
・集会や給食時等の行列
・PTA 総会や保護者説明会
・家庭訪問や個人面談
・屋内での運動会練習
・文化祭や学習発表会

1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気の実施。例えば、授業中は教室を閉め切らず、片側の窓・出入口を開けておく等の対応を実施し、休み時間中には2方向の窓を同時に開ける等、積極的な換気を実施すること。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

近距離での会話が想定される班別の活動や実習を行う必要がある場合、飛沫を飛ばさないようマスクの装着や咳エチケット等について指導を徹底する。

その際、マスクの入手が困難である場合には、ハンカチでの代用や手作りマスクの作成についても積極的に指導すること。

また、県教育委員会のホームページに、自宅学習用教材「マスクを手縫いで作ろう！」（動画・型紙あり）を掲載していますので適宜活用すること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/gakkokyoiku/5035843/>

(2) 出席停止等の扱いについて

①児童生徒等が感染したり、濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、濃厚接触者の出席停止期間は感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

②児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合にも、今後の感染拡大の状況により「出席停止」又は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

※①②の場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

(3) 児童生徒等が感染したり、濃厚接触者と特定された場合の連絡について

児童生徒等が新型コロナウイルス感染症または濃厚接触者に特定された場合、学校は、市町村教育委員会を通じて、県教育委員会体育学校安全課（088-621-3171）に報告すること。

(4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

①登校の判断

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等のある児童生徒等についての登校の判断に際しては、以下を踏まえること。

- ・医療的ケア児の中には、呼吸の障がいを持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことを考慮する。
- ・医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえて判断する。
- ・主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に判断をする。
- ・基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒（注）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、判断をする。

(注)重症化のリスクが高い児童生徒

- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある。
- ・透析を受けている。
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている。

なお、これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。この場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

②学校教育活動における感染対策

学校再開にあたって、医療的ケア児等と接する機会のある教職員においては、当分の間、以下を踏まえて一層の感染対策を行うこと。

- ・自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。
- ・感染リスクの高い場所に行く機会を減らす。
- ・また、校外活動等に際しては、感染リスクを下げるため、以下に注意すること。
- ・共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。

(5) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経てることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。

(※) 水際対策の抜本的強化に関するQ&A（厚生労働省ホームページ）

「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html

(6) 心のケアについて

特に学校を再開してしばらくの間は、次のことに留意すること。

- ・ 学級担任や学年担当、養護教諭等を中心に全ての教職員によるきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を把握すること。
- ・ 学校生活の様子が気になる児童生徒等については、保護者との連絡を密にし、心身の状況等を把握すること。

- ・ 児童生徒等からの相談希望や心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラーにつなぐ等適切に対応すること。早急な対応が必要な事案については、人権教育課いじめ問題等対策室に連絡し、スクールカウンセラーの派遣要請を行うこと。

(TEL088-621-3138)

(7) いじめや偏見、差別について

感染者、濃厚接触者、医療従事者、海外から帰国した人とその家族、外国人等に対する新型コロナウィルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別につながるような行為（日常生活での冷やかしやからかい等も含む）は、断じて許されないものである。新型コロナウィルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このようないじめや偏見、差別が生じないようにすること。

(8) 虐待対応について

学校再開まで長期の休業となり、ネグレクトをはじめ虐待の発生が懸念されることから、児童生徒等の観察や保護者との連絡を密にし、虐待の予防や早期発見・早期対応に努めること。虐待が疑われる事案については、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和元年5月）に沿って市町村や児童相談所等への通告・情報提供を速やかに行うこと。

2 学習指導に関するこ

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかつたことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

特に、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には、必要な措置を講じるなど十分に配慮すること。

また、中学校に進学する生徒に関しては、年度始めに小学校での未修了の内容について、小学校と中学校が学習状況を共有するとともに連携をとって、補充や個別指導の支援を行うなど、新しい環境での生活や学習の不安、つまずきとならないよう配慮すること。

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等）、その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、適切に振り替えを行うことが必要となること。）

(3) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても、1 (1) に示す感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

<教科等の指導に関する工夫例>

- 感染のリスクが高いと考えられる実習や活動等を年度後半に順序を変更して行う。
- 実験・実習を実施する場合は、実習室等の換気を徹底するとともに、手洗いの励行、マスクの着用、器具及び作業台等のアルコール消毒の実施等、感染防止に努める。
- 大人数による集団が密集する運動や競技を避け、少人数やグループ分けでの活動を行うこと。
- 近距離での会話や大声での発声ができるだけ控え、児童生徒同士や教師との接触が少ない活動や、間隔を空けて、運動スペースを確保すること。
- 歌唱の必要がある場合は、マスクを着用し、多目的ホール等の広い部屋で、間隔を空けて活動する。
- 特別教室（音楽教室）にある楽器等は、間接的な接触を避けるため、児童生徒で共有しないなどの工夫を行う。どうしても必要がある場合は、楽器に影響がない方法で除菌をする。
- I C Tを活用し実験や取組の様子をモニタに写すなどして、生徒が密集しないように配慮する。
- 委員会活動やクラブ活動について、多人数が一堂に会さないで決定できる方法を推奨する。（希望用紙の配付→児童生徒による記入後回収→決定して通知等）

3 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

入学式及び始業式の実施に際しては、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件（3つの密）が重なることのないよう、次のような感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じること。

〈感染拡大の防止の措置〉

- ・ 風邪のような症状のある生徒には参加しないように徹底
- ・ 可能な範囲で教職員・生徒全員のマスク着用
- ・ 手洗いと咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒液の利用
- ・ こまめな換気の実施（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）

〈開催方式の工夫等の例〉

- ・ 一堂に会することにとらわれず、各学校の実態に応じて、学年やホームルームごとに分散させ、校庭や体育館、空き教室など複数の会場を活用し校内放送等を用いて実施する
- ・ 各会場は、換気の悪い密室空間を避け、会場の椅子の間隔を空けて、参加者のスペースを確実に確保する
- ・ 式次第の短縮を検討すること

その他の学校行事についても、その実施に際し、上記3つの条件（3つの密）が重なることのないよう、それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行うこと。

特に、修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、当面の措置として取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいこと。なお、海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、十分に御検討をいただくようお願いしたいこと。

4 部活動のこと

春季休業期間中の活動については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について（通知）（令和2年3月20日付け教政第337号）」により、中止いただいておりますが、4月8日の活動再開に向け、次のことに留意し、練習計画作成等の準備を行うこと。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せることではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

また、活動にあたっては次のとおり感染症対策を徹底すること。

○活動前

- ・生徒の身体状況など厳重な健康確認のうえ、発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・消毒液を設置し、生徒が手を触れる箇所や用具等の消毒を行うとともに、生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。
- ・部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意すること。

○活動時

- ・臨時休業により、長期間活動していないことを踏まえ、生徒の心身の状況に配慮し、過度な負担とならないように活動すること。
- ・部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件（3つの密）が重ならないよう、競技や活動の特性を踏まえ、実施内容や方法を工夫すること。
- ・体育館や音楽室、部室等を利用する際は、密閉空間としないためにドアを開けたり、こまめな換気を徹底すること。
- ・大人数による集団での活動を避け、少人数やグループ分けでの活動を行うこと。
- ・近距離での会話や大声での発声ができるだけ控え、間隔を空けて、活動スペースを確保すること。
- ・合唱や楽器演奏等、室内での活動では、特に十分注意すること。
- ・生徒同士や指導者との接触が少ない活動を工夫すること。

○活動後

- ・生徒に、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、手を触れた箇所や用具等の消毒を行うこと。
- ・生徒の身体状況など厳重な健康確認のうえ、しっかりと休養を取るよう指導すること。

なお、特定できない多くの人との接触を減らすという観点から、県外遠征は、当面の間、控えることとするが、対外試合、合同練習、演奏会・発表会及び大会への参加については、地域における感染状況や、拡がり等を踏まえ、個別に、慎重な対応を検討すること。

5 学校給食に関すること

(1) 学校給食調理場

- 「学校給食衛生管理基準」に基づき作業を行うこと。特に、以下の点を徹底すること。
 - ・専用で清潔な調理衣、エプロン、マスク、帽子、履物等を着用すること。
 - ・「学校給食における標準的な手洗いマニュアル」「学校給食における作業中の手洗いマニュアル」に従って、適切に手指の洗浄と消毒を行うこと。
 - ・毎日学校給食従事者の健康状態を個人別に記録し、保存すること。
- 学校給食従事者に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅待機とすること。

(2) 学校

- 給食当番はもとより、児童生徒全員が食事前の手洗いを徹底すること。
 - ・手洗い場に手洗いの手順を表示したり、手洗いソングを活用したりするなど、発達段階に応じた手洗い指導を行うこと。
 - ・清潔なタオル・ハンカチやペーパータオルで拭き取ること。
- 配食を行う児童生徒及び教職員は、給食当番チェックリストに基づき給食当番活動が可能であるか毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を交代するなどの対応をとること。
＜給食当番チェックリスト＞（「定期及び日常の衛生検査の点検票」より）
 - 下痢をしている者はいない。
 - 発熱、腹痛、嘔吐をしている者はいない。
 - 衛生的な服装をしている。
 - 手指は確実に洗浄した。
- 配膳前に、配膳台や児童生徒の机上を衛生的な布巾で拭くこと。
- 配膳前・配膳中は児童生徒は静かに着席して待つよう指導すること。
- 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、食事中の会話は控えるなどの対応を考えること。
 - ・音楽を流したり、食育につながる内容の放送を行ったりするなど、会話はなくとも楽しい雰囲気になるよう配慮すること。

6 教職員の出勤等の服務について

- 教職員は、「健康観察表」を活用し、検温や体調確認を継続的に行うとともに、発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。
- 休暇等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて（通知）」（令和2年4月1日付け教政第2号・教教第9号）のとおりとする。
- 感染予防のため、公共交通機関で通勤している教職員が、人混みの多い時間帯を

- 避けて出勤できるよう、「時差出勤」を可能な範囲で推進すること。
- 教職員の海外への渡航については、次のとおりとする。
 - ・渡航の是非や必要性の検討を行い、不要な渡航は極力控えること。
 - ・出国前に、管理職と相談のうえ、教育委員会へ報告すること。
 - ・入国制限対象国からの帰国者が、帰国後14日間の自宅待機や国内において公共交通機関を使用しないことを求められていることに鑑み、対象国以外からの帰国者についても同様の対応を求める場合がある。その際の休暇の取扱いについては、職務専念義務の免除（職専免が適用されない職員は年次有給休暇）とする。
- 再開後に臨時休業した場合も、通常どおりの勤務とする。その際、非常勤職員、嘱託職員、舍監等についても振替を可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。（教材準備、施設の維持管理等に従事）

7 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること

学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に学校施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについて、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも、当面の間、報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用も可能であること。

8 その他

（1）県立高等学校における授業料等の修学支援に関すること

入学や新学期開始に際し、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、受講料等の学納金の納付が困難な者に対して、高校生等に対する修学支援に関する各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。

なお、修学支援に関する事務取扱の詳細については、令和2年3月27日付事務連絡によること。

（2）総合寄宿舎等に関すること

総合寄宿舎等に関しては、「学校再開に伴う総合寄宿舎等の開寮について（通知）令和2年3月26日付け教学課第2684号」により感染防止対策等を講じること。



2文科初第3号
令和2年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各國公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚 生 労 働 事 務 次 官
殿

文部科学事務次官

藤 原



「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関する
ガイドライン」の改訂について（通知）

令和2年度における学校の教育活動の再開等の考え方については、令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学省事務次官通知（「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」）によりお示ししたところですが、4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえて、同通知の別添「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を、別紙のとおり改訂しましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれでは所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第48条第1項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○学習指導に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○教科書の取扱いに関すること

初等中等教育局 教科書課（内2411）

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2694）

○非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課（内2588）

・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課（内2532）

○子供の居場所確保に関すること

・保健管理について 初等中等教育局 健康教育・食育課（2918）

・財産処分手続について 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課
(内2464)

○幼稚園の預かり保育に関すること

初等中等教育局 幼児教育課（内3136）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月1日改訂版)

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。

- 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが高い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

才. その他

- 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。

(2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『①「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照¹。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとお

¹ 専門家会議提言のp4脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

り検討する必要があると考えられます。

1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

II. 状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3. で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7. の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。
(下線は文部科学省)

2. 学習指導に関するこ

(1) 家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年

度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」³に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

(3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようになるとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与することとされているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、各学校に納入された教科書が遅滞なく児童生徒に給与されるよう対応すること。

4. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

5. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員

³ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

6. 子供の居場所確保に関すること

「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

（1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

（2）給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

7. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関するこ

「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供等を通じて、保育を必要とする幼児の居場所確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療関係等で仕事を休めない場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合



<児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたると特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

- ・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と
学校内における活動の態様、
接触者の多寡、
地域における感染拡大の状況、
感染経路の明否等
- を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談



感染した児童生徒等及び濃厚接觸者の出席停止



学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等
(「感染拡大警戒地域」)



- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも

公共交通機関を通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業
実施せず



首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請

臨時休業を実施

※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

教政第4号
令和2年4月3日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公印省略)

公立学校での教育活動の再開等について（通知）

このことについては、令和2年4月1日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」での提言等を踏まえ、同日、文部科学省により「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂が行われました。

この改訂ガイドラインでは、臨時休業の実施に関し、「児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方」及び感染が拡大傾向にある地域での「感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方」の2つの具体的な判断基準が示されています。

本県の状況としては、現在のところ、児童生徒等や教職員への感染は発生しておらず、また、県内で感染が拡大している状況にもないことにより、改訂ガイドラインにおける臨時休業実施の2つの判断基準に該当しないこと等から、県立学校においては、予定どおり、春季休業が明ける4月8日から教育活動を再開するよう、別紙のとおり県立学校長に対し通知しました。

そこで、各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校においても、同様の対応をお願いします。